小牧岩倉衛生組合職員旅費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月28日

小牧岩倉衛生組合 管理者 小牧市長 山 下 史守朗

小牧岩倉衛生組合条例第5号

小牧岩倉衛生組合職員旅費支給条例の一部を改正する条例

小牧岩倉衛生組合職員旅費支給条例(昭和52年小牧岩倉衛生組合条例 第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条第1項中「ことを目的」を「もの」に改め、同条第2項中「特に」を「他の条例に」に改める。

第2条中「職員とは」を「「職員」とは」に、「昭和52年条例第4号」 を「昭和58年小牧岩倉衛生組合条例第2号」に改める。

第3条第1項中「車賃、日当、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費」に、「食卓料」を「宿泊手当」に改め、同条第2項から第7項までを次のように改める。

- 2 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、 急行料金その他の規則で定める費用の額の合計額とする。
- 3 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、寝 台料金その他の規則で定める費用の額の合計額とする。
- 4 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃 その他の規則で定める費用の額の合計額とする。
- 5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、自動車その他の規則で定める交通手段を利用する移動に要する運賃その他の規則で定める費用の額の合計額とする。
- 6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情等 を勘案して規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情 がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とす る。
- 7 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、 その額は、規則で定める1夜当たりの定額とする。
 - 第3条第8項を削る。
- 第4条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとし」を加え、同条ただし書中「により、」の次に「最も経済的な」を加える。

第5条を次のように改める。

第5条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、 第3条第2項から第5項までに掲げる各費用について、当該各項及び前 条の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費に係る旅費の支給額は、第3条第6項及び前条の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、いずれか少ない額とする。

第6条及び第7条を削る。

第8条第1項中「及び」の次に「最も経済的な」を加え、同項ただし書中「在勤地から目的地までの鉄道賃又は船賃の全額を」を削り、「場合の 鉄道賃又は船賃」を「旅行に係る費用」に改め、同条を第6条とする。

第9条を削る。

第10条中「ため、」の次に「最も経済的な」を加え、同条を第7条と する。

第11条第1項中「旅行者」を「者」に、「請求書に必要な書類を添え、これ」を「方法により必要な資料」に、「添付書類」を「資料」に、「その書類」を「その資料」に改め、同条第2項中「旅行者」を「者」に改め、同条を第8条とする。

第12条から第18条までを削り、第19条を第9条とし、第20条を 第10条とし、第21条を第11条とする。

第22条を削る。

第23条第1項中「旅行者が公用の宿泊施設等を利用して旅行したとき、その他当該旅行」を「旅行を命ぜられた者が組合以外のものから旅費の支給を受ける場合その他旅行」に、「当該旅行の」を「旅行の」に、「支給した場合において」を「支給した場合には」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「旅行者」を「旅行を命ぜられた者」に改め、同条を第12条とする。

第24条を第13条とし、第25条を第14条とする。

第26条を削り、第27条を第15条とする。

第28条の見出しを「(規則への委任)」に改め、同条中「の実施」を「に定めるもののほか、この条例の施行」に、「管理者が」を「規則で」に改め、同条を第16条とする。

別表第1を削る。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の小牧岩倉衛生組合職員旅費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(小牧岩倉衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正)

3 小牧岩倉衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例(昭和60年小牧岩倉衛生組合条例第1号)の一部を次のよ うに改正する。

第1条中「非常勤のもの(」の次に「議会の議員を除く。」を加える。 第4条第2項中「別表第2のとおり」を「小牧岩倉衛生組合職員旅費 支給条例(昭和52年小牧岩倉衛生組合条例第15号)による副管理者 の旅費相当額」に改め、同条第4項中「車賃」を「その他の交通費(小 牧岩倉衛生組合職員旅費支給条例第3条第2項から第5項までに規定す る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。)」に改める。

(小牧岩倉衛生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正)

別表第2を削る。

4 小牧岩倉衛生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例 (平成20年小牧岩倉衛生組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「小牧岩倉衛生組合職員旅費支給条例(昭和52年小牧岩倉衛生組合条例第15号)による特別職の旅費に相当する額」を「議長にあつては、小牧岩倉衛生組合旅費支給条例(昭和52年小牧岩倉衛生組合条例第15号。以下「条例」という。)による管理者の旅費相当額とし、副議長及び議員にあつては条例による副管理者の旅費相当額」に改める。

(小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和2年小牧岩倉衛生組合条例第2号)の一部を次のように改正する。 第11条第2項中「小牧岩倉衛生組合職員旅費支給条例(昭和52年 小牧岩倉衛生組合条例第15号)別表第1に掲げる4級以下の職務にあ る者の例による」を「規則で定める」に改める。